

「みんなのピアノ」使用規程

1. 目的

「みんなのピアノ」は、県庁舎を訪れる方々が、ピアノを演奏し又は演奏を聴くことを通じた交流に役立てる。

2. 設置場所

県庁舎 1階県民ホールに設置する。

3. 管理方法

ピアノの使用時間以外は施錠する。

鍵は子ども生活福祉部福祉政策課で保管し、福祉政策課職員が鍵の開閉を行う。

4. 使用方法

平日 12時15分から13時まで及び17時15分から18時までの間、来庁者等が無料で自由に演奏できるものとする。演奏者は遵守事項を守ること。

5. 使用の不許可

- ① 上記、使用時間以外の時間帯の使用。
- ② 県民ホールをイベント等で使用する必要がある場合。
- ③ その他管理者が不相当と認めたとき。

6. 遵守事項

- ① 演奏時間はひとり10分までとする。
- ② ピアノに傷をつけたり壊したりしないよう、ていねいに取り扱うこと。
- ③ 歌曲は県民ホールでの演奏にふさわしいものであること。
- ④ 集客を目的とする演奏日時の予告は行わないこと。
- ⑤ 営利目的で演奏すること及びその撮影をすることはできないものとする。
- ⑥ 他の楽器を持ち込んでの合奏、合唱、弾き語り、その他パフォーマンスにあたる行為、演奏のライブ配信は行わないこと。
- ⑦ 他の来庁者等へ迷惑となる行為や設置場所を傷つけるおそれのある行為は行わないこと。
- ⑧ 管理者から使用方法について指示を受けた場合は、それに従うこと。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症対策として、ピアノの演奏前には手指をアルコール消毒すること。

7. 損害賠償等

ピアノを故意に損傷した場合は、原状に回復し、県が指定する金額によって損害を賠償しなければならない。ただし、情状により賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。